

事 務 連 絡  
令和 4 年 9 月 21 日

都道府県薬剤師会 事務局御中

日本薬剤師会  
医薬・保険課

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準  
及び調剤報酬点数表について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 10 月 1 日より施行される医療情報・システム基盤整備体制充実加算につきましては、9 月 6 日付け日薬業発 202 号及び 203 号にてお知らせしたところですが、施設基準告示に基づく掲示義務につきまして、補足資料を作成いたしました。

同加算の施設基準として、保険薬局の見やすい場所及びホームページ等に、①オンライン資格確認を有していること、②当該保険薬局に来局した患者に対して薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤等を行うこと一を掲示することが定められております。

現在、オンライン資格確認を実施する薬局では、「マイナ受付」ポスター・ステッカーを掲示しているかと存じますが（別添 1、2）、同加算の施設基準を満すには、②の内容と併せて掲示する必要がございます。


今般、「マイナ受付」のポスター・ステッカーと併せて活用する資料を作成いたしました（別添 3）。


また、同加算を追加した調剤報酬点数表を作成いたしました（別添 4）。

薬局掲示のひな形及び調剤報酬点表につきましては、今月中に本会ホームページに掲載する予定です。

業務ご多忙のところお手数をおかけいたしますが、貴会会員にご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

別添 1、2：「マイナ受付」ポスター、ステッカー

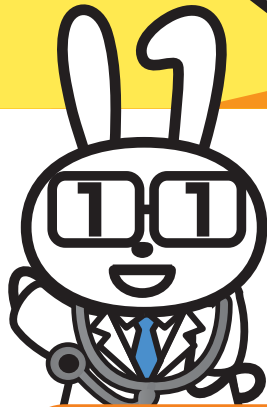
別添 3：薬局掲示ひな形 

別添 4：調剤報酬点数表 

# マイナ受付

## 対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに  
マイナンバーカードを使う新たな方法。  
それが「マイナ受付」です。



## マイナンバーカードが 保険証として使えます。

### マイナンバーカードを保険証として使うと

#### POINT 01



**より良い医療が可能に!**

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

#### POINT 02



**手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!**

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

### このステッカーが目印!



**事前に登録するだけで利用できます!**



詳しくは 🔍

マイナポータル



## 別添2

ステッカー(150×150mm)



氏名 番号 花子  
住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号  
性別 女  
平成元年 3月31日生 2025年 3月31日まで有効  
□□市長  
電子証明書の有効期限 年 月 日  
0123456789ABCDEF 1234  
●保険証供出意思【1 保険証及び心停止した死後/2心停止(1・2で提供したくない場合は×)】【心臓・肺・肝臓】  
発給年月日 年 月 日 署名  
特記事項

保険証の代わりにマイナンバーカードで  
**マイナ受付** 